

「警備および交通対策」の検討状況について

第3章 災害応急対策

第11節 警備及び交通規制

第1 計画の方針

県及び県警察は、原子力災害が発生した場合には、関係市、その他防災関係機関と緊密な連絡のもとに災害情報の収集に努めるとともに、住民の生命、身体及び財産の保護を第一として警備及び交通規制に万全を期すものとする。

第2 災害警備対策

1 警戒区域等の広報

県警察は、関係市が避難等の指示を行った場合には、関係市と連携してその周知について必要な措置を講じるものとする。

2 災害時要援護者等住民の避難誘導

県警察は、関係市が避難等の指示を行った場合には活動拠点となる警察署、交番・駐在所を活用し、防災関係機関と連携して避難誘導活動を行うものとする。

なお、避難等が指示された区域内における災害時要援護者等住民の居住状況により幹線道路が少ないなど避難の方法が不足する可能性がある場合には、速やかに防災関係機関と連携して避難方法の確保に努めるものとする。

3 災害時要援護者等住民の救出・救助

県警察は、関係市が避難等の指示を行った場合には、防災関係機関と連携して警察署、交番・駐在所の装備資機材を活用して救出・救助活動を行うものとする。

4 行方不明者の捜索

県警察、県、関係市等防災関係機関は関係市が避難等の指示を行った区域に行方不明者がいるおそれが判明した場合は、行方不明者の捜索活動を行う。

5 遺体の収容、検視活動及び遺族支援

(1) 県、市町、消防、病院等医療機関は、原子力災害の発生による避難誘導、救出救助活動等で死亡者を発見した場合は県警察へ通報するものとする。

(2) 県警察は県及び関係市と緊密に連携し、遺体の収容、検視、身元確認等を行うものとする。

(3) 県、関係市は、遺体の処理について、火葬場、棺等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配を実施するものとする。

(4) 県は、県警察、関係市と連携し、遺族のグリーフケア等を行う等適切な遺族支援を実施するものとする。

6 災害警備のための情報通信の確保

県警察は、避難誘導など災害警備活動に必要な情報通信の確保に努める。

第3 交通規制

1 方針

県警察は、関係市が避難等の指示を行った場合には、緊急輸送及び避難が円滑に行われるよう、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限して緊急交通路及び避難路を確保するものとする。

2 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 緊急交通路等の確保

(1) 緊急交通路の指定

県警察は、高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定する。

(2) 交通規制

緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

また、避難が円滑に行われるため、避難路について必要に応じて同様の措置を行う。

(3) 交通障害物の除去

県警察は道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

(4) 警備業者等への派遣要請

県警察は状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

4 広域交通規制の実施

県警察は大規模災害発生時等の広域交通規制管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通規制を実施する。

また、県公安委員会は緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施する

ため広域緊急援助隊(交通部隊)の派遣要請を行う。

5 交通情報の提供

県警察は緊急交通路の確保と回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットメール、道路交通情報板及び道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

6 緊急通行車両の確認等

災害発生時には、県警察は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

第4 警備及び交通規制に伴う被ばく管理

県警察は、災害警備や交通規制に従事する者について被ばく管理を徹底する。